

西宮市上下水道局職員試し出勤実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、心の健康問題による休職等により療養中で、復職が可能と考えられる程度に回復した職員について、復職前に一定期間継続して行う試験的な出勤(以下「試し出勤」という。)の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象職員)

第2条 試し出勤は、原則として次に掲げる要件を満たし、試し出勤の実施を希望する職員を対象とする。

(1) 心の健康問題により休職し、かつ、主治医により復職が可能と考えられる程度に回復し、試し出勤の実施が必要と認められる職員

(2) 前号に掲げるもののほか、その他試し出勤が必要であると認められる職員

(実施時期)

第3条 試し出勤は、心の健康問題による休職等により療養中で、復職が可能と考えられる程度に回復した時期に実施する。

(実施場所)

第4条 試し出勤の実施場所は、原則として休職前の職場(以下「元の職場」という。)とする。ただし、元の職場で試し出勤を実施することが適当でないと認められる場合は、試し出勤の実施場所を元の職場と異なる職場とすることができる。

(実施期間)

第5条 試し出勤の実施期間は、原則として1月以内とする。ただし、実施状況により期間を短縮し、又は延長する必要があると認められる場合は、産業医等の意見を聴き実施期間を変更することができる。

(実施内容)

第6条 試し出勤の実施に必要な内容については、元の職場の長等(以下「所属長等」という。)上下水道総務課長、当該職員及び産業保健スタッフ等と協議の上、決定することとする。

(申請手続等)

第7条 試し出勤を希望する職員は、試し出勤申請書(様式1)に主治医による試し出勤が必要かつ可能である旨の意見を付した試し出勤に関する意見書(様式2)又は診断書等を添えて、所属長を通じ上下水道総務課長に提出しなければならない。

2 上下水道総務課長は、前項の規定による試し出勤申請書の提出を受けた場合は、所属長等、主治医及び産業医等の意見を聴き、試し出勤実施の可否について決定するものとする。

(報告等)

第8条 所属長等は、試し出勤の実施期間中、必要に応じて試し出勤を実施する職員に面

接指導等によって実施状況を確認するとともに、上下水道総務課長及び産業保健スタッフ等と緊密に連絡を取り合い、円滑な試し出勤の実施に努めるものとする。

2 試し出勤の実施期間満了後、所属長等は、上下水道総務課長に試し出勤結果報告書（様式3）を提出しなければならない。

（取消し及び中断）

第9条 所属長等は、試し出勤を実施する職員が次の各号のいずれかに該当するときは、産業医、主治医、上下水道総務課長及び産業保健スタッフ等と協議の上で、試し出勤の実施を取り消し、又は中断することができる。

(1) 職員の心身の状況が、試し出勤に耐えられないと認められるとき。

(2) その他試し出勤を継続することが適当でないとして認められるとき。

（給与等の取扱い）

第10条 試し出勤を実施する職員は、休職中に支給するものとして法令に定めがあるものを除くほか、試し出勤の実施期間中、いかなる給与も支給されない。

2 試し出勤を実施する職員は、原則として試し出勤の実施期間中の災害について、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による補償を受けることができない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、試し出勤の実施について必要な事項は上下水道総務課長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年3月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。